



令和元年 8月22日(木)
(2019年)

No. 14997 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第28回 ペルー …… (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) …… (11)

世界の知的財産法

第28回 ペルー

BLJ法律事務所
弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

ペルー共和国(スペイン語では「República del Perú」。英語では「Republic of Peru」。以下「ペルー」という)は、南米大陸西部の太平洋岸に位置する共和国である。北はエクアドル及びコロンビア、東はブラジル及びボリビア、南はチリに接しており、西は太平洋に面する。ペルーの領土は、3つの地帯に大きく分けることができる。即ち、①太平洋岸の乾

燥地帯である「コスタ」(南北に細長い。ペルー国民の半数が居住。ほぼ中央に首都リマがある)、②標高5000~6000メートル級のアンデス山脈が連なる高地である「シエラ」(インカ帝国の中心地であったクスコがある)、③アマゾン川上流の熱帯多雨林地帯である「セルバ」(アンデス山脈の東側)の3つである。ペルーでは、銅、鉛、亜鉛、銀及び金を多く産出するが、とくに銀の産出量は世界第2位の規

SANKYO PATENT ATTORNEYS OFFICE

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階
TEL: 06-6233-1456(代表) FAX: 06-6233-1471(代表)
E-mail: sokei@sankyo-pat.gr.jp
URL: <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

三協国際特許事務所

会長 小谷悦司 (機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士 川瀬幹夫 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 櫻井幸智 (電気・電子)
弁理士 西井浩治 (機械)
弁理士 脇谷浩治 (電気・電子)
弁理士 福山正成 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 佐美彦 (電気・電子)
弁理士 山本敦志 (化学・材料・機械)
弁理士 上田正成 (機械・電気・電子)
弁理士 西村直正 (化学・材料)
弁理士 中村洋三 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 村田三 (機械・化学・材料)
弁理士 中村洋三 (機械)

所長 小谷昌崇 (機械)
弁理士 村松敏郎 (機械)
弁理士 平井敏郎 (電気・電子・機械)
弁理士 並川洋也 (意匠・商標・不正競争)
弁理士 佐藤也興 (機械)
弁理士 西林津千晶 (商標・不正競争)
弁理士 渡辺高弘 (電気・電子)
弁理士 貴成信介 (商標・不正競争)
弁理士 福行孝平 (機械・電気・電子)
弁理士 山本康平 (電気・電子・機械)
弁理士 出田康平 (機械・化学・材料)
弁理士 杉田志 (化学・材料・機械)

模を誇っている。約3255万人いるペルー国民のうち、先住民が約45%、メスチソ(先住民と白人の混血)が37%、白人が15%であり、その他、日系や中国系の移民もいる。公用語は、スペイン語のほか、先住民の言語であるケチュア語及びアイマラ語である²。このように、ペルーは、地域、民族、言語、文化等の面で多様性を有するという特徴がある。

ペルーは、古くからナスカ等の古代文明が栄え、インカ帝国の中心地であったが、インカ帝国は1533年にスペインのフランシスコ・ピサロに征服された。1542年にはスペインの支配の下、ペルー副王領となり、メキシコ副王領とともに、スペインの南米大陸征服の拠点となった。しかし、1821年、アルゼンチンから遠征したサン＝マルティン将軍がリマを解放したことにより、ペルーは独立を宣言した。

1879年以降、アタカマ砂漠の硝石³鉱山をめぐり、チリとの「太平洋戦争」(スペイン語では「Guerra del Pacifico」)が勃発した。その結果、敗北したペルーは、南部の一部の領土をチリに割譲した。以後、ペルーとチリとの関係は悪化した。

1968年のクーデターにより、軍部が政権を掌握した。しかし、1980年の総選挙により、12年ぶりに民政に移管した。

1990年には、日系人であるフジモリ氏が大統領に就任した。フジモリ大統領は左翼ゲリラ⁴対策や治安回復に大きな成果を上げ、再選、三選を果たした。しかし、2000年には、フジモリ大統領が国会で罷免され、さらに殺人や汚職等の疑いで訴追された。2007年にフジモリ氏はチリで拘束された後、ペルーに移送され、結局、2010年のペルー最高裁判所判決において、軍による市民殺害の罪等に問われ、禁固20年の刑が確定した。

ペルーは、世界貿易機関(WTO)及びアジア太平洋経済協力(APEC)のほか、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉にも参加しており、他にも多くの国との間で自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)⁵を締結し、自由貿易を推進する外交政策を進めている。また、ペルーは、他の南米諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ペルーは、アンデス共同体(CAN)⁶の創設メンバー国であり、事務局はリマに置かれている。また、ペルーは、南米南部共同市場(メルコスール⁷。

スペイン語では「MERCOSUR」)の準加盟国でもある。さらに、2012年には、ペルー、メキシコ、コロンビア及びチリは、中南米の太平洋沿岸国たる加盟国間の経済的統合、域内での物品・サービス・資本・ヒトの移動の自由の達成、アジア太平洋地域との関係強化を目指して、「太平洋同盟」(スペイン語では「Alianza del Pacífico」)を設立した⁸。

ペルーの法制度⁹は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ペルーは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、ペルーの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。ペルーは、1821年の独立以降、法典編纂の作業を精力的に行い、とくに19世紀末から20世紀初めにかけて、主要な法典をほとんど整備した¹⁰。但し、「自由主義的、個人主義的な法制度の導入は、インディオ共同体の共有地の概念と実態を無視したものであり、大地主による共有地への侵食を法的に助けることにつながった」との指摘もある¹¹。

成文法主義を採るペルーの法制度における法源は、①憲法、②条約、③法律、④行政命令(大統領令、大統領決議、大臣決議等)に大きく分けられる。慣習は法源性が認められることがあるが、判例及び学説については、一般に、法源性は否定されている¹²。

日本とペルーの相互交流が活発になり¹³、日本企業のペルー進出が増加するに伴い、日本企業がペルーにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ペルーの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、今回は、ペルーの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい¹⁴。

II 知的財産法全般

ペルーの知的財産法制度は、基本的に、アンデス共同体の決議により形作られている。アンデス共同体の決議には、「共通知的財産制度」(決議第486号)¹⁵、「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」(決議第351号)¹⁶、「新種植物育成者権の保護に関する共通規定」(決議第345号)¹⁷、「共通遺伝資源アクセスに関する共通制度」(決議第391号)¹⁸等がある。アンデス共同体の加盟国においては、アンデス